

可燃性液体の引火点に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編, C 編, CSR-B 編, CSR-T 編, CS 編, D 編, H 編,
N 編, S 編, P 編, PS 編, Q 編, R 編, 高速船規則及び強化プラスチック船規則
鋼船規則検査要領 C 編, D 編, H 編, N 編, S 編, P 編及び R 編

改正事項

可燃性液体の引火点に関する事項

改正理由

可燃性液体の引火点について、外国籍船舶用規則は SOLAS 条約及び関連するコードに基づき、引火点 60℃を基準としている。一方、現行の日本籍船舶用規則は国内法規の規定に基づき、引火点 61℃を基準としていた。

今般、国内法規において、引火点の基準が SOLAS 条約等と整合するよう 60℃に変更されることから、関連する日本籍船舶用規則における基準を改めた。

改正内容

可燃性液体の分類基準を引火点 61℃から 60℃に改めた。